ホワイトハウス、米国における人工知能の未来に目を向ける

筆者：アロン・グリフィス（Aron T. Griffith）&
メーガン・ジャリワラ（Megan A. Jariwala, Ph.D.）

米国における人工知能（AI）に関する法律制定はまだ初期段階にありますが、オバマ政権、トランプ政権、そして、バイデン政権は、米国における AI の未来がどのようにあるべきかに対する見解を表明してきました。その中、最近のトランプ政権により公布された「人工知能に関する国家政策の枠組み」[1]（以下、「当枠組み」と言う）における AI 関連の政策説明がついにクライマックスに到達しました。当枠組みは、2025 年 12 月付けの大統領令「人工知能に関する国家政策の枠組みの保証」[2]（以下、「大統領令」と言う）の続きであり、同一優先事項のうちの多くを積極的に推進するものとなっています。しかしながら、大統領令とは違って、当枠組みでは、米国連邦議会（以下、「議会」と言う）への明確な要請が含まれており、知的財産権関連事項が対処されたことに加えて、イノベーションを促進するための戦略も提言されています。

当枠組みの概要

当枠組みでは、以下の 7 つの重要な優先事項の要点が記載されています。

1．子ども保護及び親権強化
当枠組みでは、議会に、子どものデジタル環境を管理することを可能にし、未成年者のプライバシー保護に関する AI プラットフォームの要件を確立・確認するためのツールを、親／保護者に提供するよう指示しています。また、議会に対し、子どもを保護する一般的に適用される法令を州が施行する権限を無効にしないよう勧告しています。

２．米国コミュニティの安全保護及び強化

当枠組みでは、議会に、一般家庭電気料金の高騰やAIなりすまし詐欺などの有害な影響を防ぐよう勧告しつつ、AI 関連インフラストラクチャー発展及び AI リソース使用の促進を奨励します。

３．知的財産権の尊重及び創作者への支援

当枠組みでは、「『内閣は、著作権保護対象物におけるAIモデルの訓練は著作権法に違反していないと考える』が、裁判所による問題解決を支援する」と記載されています。当枠組みでは、議会が全ての裁判所判決を基に、例えば、米国憲法修正第 1 条で保障される権利を保護しつつ、権利所有者向けのライセンスフレームワークを可能にし、AI 生成物の不正使用から保護することによって事を進めることが奨励されています。

４．検閲防止及び自由言論保護

当枠組みでは、議会に、米国政府が技術提供者にパルチザンやイデオロギー的な行動計画に基づくコンテンツを制限するよう強要することを防止するよう指示しています。当枠組みにおいて、議会は更に、米国国民向けで、AI プラットフォームに対する政府の検閲や過度な行為があった場合に米国政府に救済を求める手段を提供するよう指示されています。

５．イノベーション実現及び米国 AI 優勢の確保

当枠組みでは、AI の取り組みにおける連邦政府の連携が強く主張され、議会に、AI 応用の規制適用を一時的に緩和するレギュラトリー・サンドボックスを確立し、連邦データセットを AI 対応形式でアクセス可能にし、かつ、分野別のAI応用の開発及び展開の面で既存の規制機関を支援するよう勧告しています。当枠組みでは、議会に「AI を規制する新しい連邦立法機関を設立しない」よう明示的に勧告しています。

６．米国国民への教育及び AI を安全に活用できる労働力の開発

当枠組みでは、議会に、AI 訓練を既存の青少年育成及び技能訓練プログラムに組み込み、労働力におけるAIで生み出された動向を調査する際に規制外の方法を使用するよう勧告しています。

7．連邦政策枠組みの確立、厄介な州 AI 関連法への先制

当枠組みでは、州レベルの AI 関連法、特に AI 開発、米国国民による合法な活動、及び AI モデルを利用する第三者による違法行為に関わる AI の使用に関連する法令を先制する国家AI基準の構築を奨励します。しかしながら、当枠組みでは、特に、州によって保有される伝統的な警察の公権力、AI インフラストラクチャー設置に関する州の土地利用制限法及び各州によるAI使用の管理要件といった面での連邦主義を尊重することの重要性も特に示されています。

他のホワイトハウスの声明に基づくと、当枠組みにおいて州レベルの法令制定を先制することに重きが置かれたのは予期されたことで、「州規制がパッチワークのような断片化されてつぎはぎだらけで寄せ集められた一貫性のないものとなり、我々の国家競争力を妨害し得る状態になってしまう」ことを防ぐとの要望から動機付けられたものとして当枠組みにおいて説明されています。

しかし、州規制はどの程度に断片化されたのでしょうか。そして、その断片化は実際にどのように国家競争力に影響を及ぼし得るのでしょうか。

当枠組み VS. 州レベルの規制への取り組み

2025 年 8 月のブルッキングズ研究所（Brookings）の記事「各州による AI に対するアプローチ」（“How different states are approaching AI”）[3]によれば、2025 年度の立法会期において合計 260 の州 AI 権利章典が提示され、22 の権利章典が可決されたことが研究者によって判明しました。全 55 州ではあるものの、プエルトリコ自治連邦区（Puerto Rico）、アメリカ領バージン諸島（Virgin Islands）、ワシントン D. C.では、AI 関連法令が提示され、包括的な AI ガバナンス法案を通過させようとした州はわずかで、これらの法案の多くは、棄却された、又は範囲が非常に狭まったものでした[4]。実際、コロラド州の「人工知能に対する消費者保護」法案が、唯一の可決されてまだ施行されていない*包括的*な法案です。

このように、州レベルの立法活動のうちの圧倒的多数は、特定の分類向けのものとなっています。例えば、不同意性的画像（NCII）（いわゆる「リベンジポルノ」）及び児童性的虐待表現物（CSAM）、選挙、生成 AI の透明性、自動意思決定技術（ADMT）及び高リスク AIにおけるAIの使用、州政府におけるAIの使用、雇用における AIによる影響、並びに、医療上の判断における AI システムの使用の規制に関する発案は、超党派による支援を受けています。NCII、CSAM 規制に関する発案と州政府による AI 使用は、当枠組みに従って先制から明示的に保護される唯一の分類です。

左派寄りと右派寄りの州の両方で提案された法案は分類的に重複するものがあるにもかかわらず、状況は AI 政策に最も適するようになりつつあるとの動向が浮上しました。2026 年のブルッキングズ研究所の記事「AI 政策が一部の州では機能するのに他の州では消滅する理由」（“Why AI policy thrives in some states and fades in other”）[5]において、最も多い AI 関連法案が導入された州は若年層の人口が多い民主党支持州である（例えば、ネバダ州とバージニア州）、及び／又は、民主党の州知事主導で一人当たりの所得が高い州である（例えば、マサチューセッツ州とコネチカット州）との傾向があることが見受けられました。同様に、AI 関連法案が導入されていない州では、共和党寄りの有権者層（例えば、アーカンソー州、インディアナ州、ミズーリ州、ワイオミング州）、高齢者人口が多く、一人当たりの所得が低い（例えば、ハワイ州、メイン州、ペンシルベニア州、ウィスコンシン州）、及び／又は、共和党の州知事主導で高齢者人口が多い州である（例えば、ニューハンプシャー州、ウェストバージニア州）との傾向があります。

これらの傾向は概ね、低下した個人保護と比較的に少ない（或いは全くない）透明性要件に一致した、共和党の支持層を持ち、比較的に悪い経済的地位にあり、個人の保護及び透明性のエリアに反映されています。

AI 規制のことと、可決された新 AI 規制に関連付けられた多大な惰性のことになると、州が取ったアプローチは多種多様だから、現在の州レベルの AI 規制が「断片化された寄せ集め」として表現されても無理はないかもしれません。

当枠組み VS. 米国国外における規制への取り組み

国家競争力の問題について、当枠組みでは、州レベルの規制によって、イノベーションへの障壁が高まり、データへのアクセスが制限され得るから、それにより、米国の AI に関する支配的優位が阻害されてしまうかもしれないとのことが示されています。

当枠組みによって推奨された州レベルの立法専占は、広範な連邦レベルの AI 関連規制に対する警告と連動し、セキュリティ上の懸念は、AI システムに対して見落としている可能性のある点の動機付け要因として現れています。

AI に関する支配的優位の競争においてしばしば米国の主な競争相手として見なされる欧州連合（EU）と中国が規制に対して取ったアプローチを、AI 関連規制に対する米国のアプローチと対照してみましょう。

EU は、主に 2024 年に採用された欧州連合 AI 規制法（EU AI ACT）を通して、これらのシステムを、要件に関連付けられたリスク区分に分類することによって、AI システムに対する規制上の広範なアプローチを制定しました。多くの法律専門家は、AI 関連規制に対する EU の人間中心のアプローチに賛同しますが、規制の範囲が原因で企業が AI を開発・展開することを止めてしまわないか（すなわち、イノベーションのペースが遅くなる）との懸念があります[6]。他方、中国は、違うアプローチを取り、開発におけるより広範な AI 関連規制によって目標とされた AI 関連法令を制定しました。中国のアプローチは、企業と個人の利益のバランスを取ろうとした試みであるようですが、成功するかは現時点ではまだ分かりません[7]。

結論

当枠組みによれば、議会が、個人、特に未成年者を、AI システムに関連付けられた可能な危害から守るために特定の措置を取るべきであることが認められる一方で、現在の政権による AI 関連規制に対する地方分権のアプローチが再確認されました。当枠組みのガイダンスの多くは、規制対象外のものであって、議会が AI システムを適切に活用していく過程において個人、家庭及び企業を支援できる方法に重きを置いています。更に、当枠組みの一部では、規制緩和に関するものが記載され、議会に、AI を規制して特定の州レベルの規制を先制するための新しい連邦立法機関の設立を控えるよう指示しています。それらのうちの一部は現在、成立されました。

知的財産分野に携わる者であれば、知的財産権及びイノベーションが当枠組みにより考慮されていることを正当に評価し得る一方で、AI 関連事項の活用に関してはまだ定まっていないとの点に対しては失望も隠せないでしょう。特に、当枠組みでは、「著作権保護対象物における AI モデルの訓練は著作権法に違反していない」との物議を醸す立場が取られており、この争点の解決に関しては裁判所の判断に委ねています。米国において AI 企業に対する 100 件以上の著作権関連訴訟が係争しているとの状況[8]の下、先行きは依然として見通せません。

参照文献

[1] The White House, A National Policy Framework for Artificial Intelligence (2026)

[2] Executive Order, Ensuring a National Policy Framework for Artificial Intelligence (2025)

[3] Josie Stewart, Nicol Turner Lee, et al., How different states are approaching AI, Brookings (2025)

[4] National Conference of State Legislatures, Artificial Intelligence 2025 Legislation, https://www.ncsl.org/technology-and-communication/artificial-intelligence-2025-legislation (最終閲覧日時: 2026 年 4 月 20 日)

[5] Gregory S. Dawson, James S. Denford, et al., Why AI policy thrives in some states and fades in others, Brookings (2026)

[6] Laurie Harris, Regulating Artificial Intelligence: U.S. and International Approaches and considerations for Congress (2025)

[7] Yue Zhu et al., China’s emerging regulation toward an open future for AI, Science 390,132-135(2025). DOI:10.1126/science.ady7922

[8] Latest world map of copyright suits v. AI companies (April 5, 2026), Chat GPT Is Eating the World (2026), https://chatgptiseatingtheworld.com/2026/04/05/latest-world-map-of-copyright-suits-v-ai-companies-april-5-2026/ (最終閲覧日時: 2026 年 4 月 20 日)